

静岡文化芸術大学後援会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、静岡文化芸術大学後援会（以下「本会」という。）という。
- 第2条 事務所を静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）内に置く。
- 第3条 本会は、本学に在学する学部学生及び、大学院生の勉学及び課外の活動等を助成し、併せて本学の円満なる発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 一 学生及び、院生の勉学及び課外活動の充実に必要な援助
 - 二 学生及び、院生の福利厚生の充実に必要な助成
 - 三 学生及び、院生の就職斡旋に必要な助成
 - 四 教育研究活動等に必要な助成
 - 五 本学施設の整備充実に必要な援助
 - 六 その他本会の目的達成のために必要な助成及び援助

第2章 会員及び役員

- 第5条 本会の会員は、本学に在籍する学生及び、院生の保護者又はこれに代わる者とする。
- 第6条 本会に次の役員をおく。
- 一 会 長 1 名
 - 二 副会長 2 名
 - 三 理 事 若干名
 - 四 監 事 2 名
- 2 役員任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、無報酬とする。
- 第7条 本会の役員選出は、次のとおりとする。
- 一 会長、副会長及び監事は、会員の中から理事会において選出し、総会で承認する。
 - 二 理事は、会員の中から選出し、総会で承認する。
- 第8条 役員任務は、次のとおりとする。
- 一 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会及び理事会の議長となる。
 - 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 三 理事は、理事会を構成して、この規約に定める事項を協議し、会務に参画する。
 - 四 監事は、会計及び会務を監査する。
- 第9条 本会は本学との連絡を密にするため、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、必要に応じて総会及び理事会に出席し、意見を述べるができる。
- 第10条 本会に事務局を置く。
- 2 事務局は大学に置き、事務局長は教務・学生室長をもって充てる。
 - 3 事務局長は、会長の命を受け、本会の事務を行う。
 - 4 本会の事務は教務・学生室において処理する。

第3章 会 議

第11条 本会の会議は総会及び理事会とする。

第12条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長又は理事会が必要と認めるとき、又は理事の過半数の請求があったときは、臨時に総会を開くことができる。

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 役員を選任
- 二 会則の改正
- 三 予算の決定
- 四 決算の承認
- 五 事業計画
- 六 その他重要と認める事項

第14条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事で構成し、会長が必要と認めたとときに開催する。

2 理事会は、次の事項を協議する。

- 一 事業計画
- 二 総会に付議する事項
- 三 その他重要と認める事項

第15条 緊急の必要があつて総会を開く余裕のない場合は、理事会を開いて総会にかえることができる。ただし、この場合は、次の総会においてその承認を得なければならない。

第16条 総会及び理事会は半数以上の出席で成立し、議案は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

第17条 総会及び理事会に欠席する場合は、委任状をもってこれに代えることができる。

ただし、委任状を提出しないで欠席した場合については、会長に一任したものとみなす。

第18条 総会並びに理事会は、会長が招集し、その議長となる。

第4章 会 計

第19条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入金をもってこれに充てる。

第20条 会費は、学部生は40,000円、大学院生は20,000円を入会の際に納入するものとする。なお、既納の会費は返還しない。

第21条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

第22条 本会の予算、決算は理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。ただし、総会を開きがたい場合は第15条を準用する。

第5章 そ の 他

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は平成12年4月13日から施行する。
- 2 この会の発足時の理事は、この会の発起人をもって充てる。
- 3 設立年度の会計年度は、第21条の規定にかかわらず設立の日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

附 則

- 1 この会則は平成15年4月8日から施行する。

附 則

- 1 この会則は平成16年1月15日から施行する。

附 則

- 1 この会則は平成29年4月6日から施行する。
- 2 平成29年度の会計年度は、第21条の規定にかかわらず3月11日に始まり、翌年の2月末日に終わるものとする。

附 則

- 1 この会則は平成30年4月6日から施行する。